

広島県告示第三百七十二号

広島県と福山市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（平成十五年二月三日施行）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁港施設（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に定めるものをいう。以下同じ。）の維持修繕に関する事務。ただし、甲の指定する漁港施設の維持修繕工事に係る事務を除く。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に定めるものをいう。以下同じ。）の維持修繕に関する事務。ただし、甲の指定する漁港施設の維持修繕工事に係る事務を除く。</p>